

學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二第

論說

●雜種稅ノ分析及其整理

●奢侈ト貧困

●でがゐるごひゆゝむノ經濟學說三

研究

●不換紙幣流通ノ根據ニ就テ

●保險ト偶然性

●本多利明ノ經濟說三

雜錄

●英國經濟政策ノ變轉期

●貧民ノ體力ニ就イテ

●英國ノ戰爭利得稅

●本邦私出產ヲ死産

●歐洲各國ニ於ケル生活費ノ増加ニ對スル防止策

●郷土ノ經濟的研究

●所有權ノ起源

●紙幣ノ下落

●經濟學讀書會記事

●富田博士ヲ悼ム

法學博士 神戸 正雄

法學博士 河上 肇

法學博士 福田 德三

山口高等商業學校教授 作田 莊一

法學士 小島 昌太郎

講師 本庄 榮治郎

助教授 河田 嗣郎

講師 高田 保馬

法學博士 小川 郷太郎

教授 財部 靜治

助教授 山本 美越乃

法學博士 神戸 正雄

講師 本庄 榮治郎

法學博士 河上 肇

講師 高田 保馬

法學博士 織田 萬

經濟論叢

第二卷 第四號

(通卷第十號)

論說

雜種稅ノ分析及其整理

法學博士 神 戸 正 雄

緒言(一)雜種稅ノ性質(二)雜種稅ノ地位(三)雜種稅分析整理ノ重要)

第一段 雜種稅ノ分析

其一、雜種稅ノ實際的分析(一)雜種稅構成租稅ノ數(二)雜種稅構成租稅ノ關係的地位)

其二、雜種稅ノ學問的分析(一)所得收益、交通、消費稅ノ分類(二)直接、間接稅ノ分類(三)定率、配賦稅ノ分類)

第二段 雜種稅ノ整理

其一、雜種稅ノ全局的整理(一)雜種稅ノ分解(二)雜種稅ノ淘汰(三)雜種稅ノ統一)

其二、雜種稅ノ各部的整理(一)準營業稅(二)使用稅(三)勞働收益稅(四)其他諸稅)

結論(本文ノ要旨)

論說 雜種稅ノ分析及其整理

第二卷(第四號)

四八一

緒言

雜種税トハ(一)特殊租税ノ名稱デ、一ノ地方税デアアル。道府縣カライヘパーノ特別税デアリ。(註二)市區町村カラシテハ之ニ附加税ヲ課スルコトヲ得ル。(註三)(二)固ヨリ此税ガ地方財政ニ取り特ニ重要ナル地位ヲ占メテ居ルトハイヘナイ。(註三)ガ(三)併シ其ガ(い)他ノ税ト異ツテ雜然タル無數ノ租税ヨリ構成セラレ、之ヲ分析解剖スルコトガ學問上興味深キ許リデナク、(b)中ニハ地方税トシテ好適ノモノガ存在シ、之ヲ明瞭ニスルコトガ有益デアリ、(ろ)更ニハ又此雜然タルモノヲ整理案排スルコトガ實際上ニモ必要デアルノ故ニ、敢テ茲ニ本研究ヲ試ムル。(b)特ニ又予ハ之ヲ敢テスルガ爲メニ各府縣税則ヲ一々點檢スルノ煩勞ヲ採ツタ所デアルガ、之ニ於テ其不備ナルモノアルコトヲ一層切實ニ感ジタ。此點カラ見テモ之ガ整理事業ノ重要ヲ認めナケレバナラス。(c)加之我國ニテハ學者政治家ガ兎角中央國家ノ大キナ問題ニノミ没頭シテ、小ナレトモ根底ヲ成スヘキ地方問題ヲ等閑視シ去ル傾アルニ對シ、予ガ斯ノ如キ小ナル問題ノ中ノ更ニ微ナル問題ニツイテ研究ヲ試ムルコトノ無意義ナラザルヲ確信スル。(註四)

(註一)基礎法律ハ明治十三年四月太政官布告第十六號地方稅規則(第一條)

(註二)明治四十四年四月法律六十八號市制百十七條四十四年四月法律六十九號町村制九十七條四十年三月勅令四十三號沖繩縣區制九十五條三十年五月勅令百五十八號北海道區制八十一條三十年五月勅令百五十九號北海道一級町村制八十一條三十五年二月勅令三十七號北海道二級町村制四十條

(註三)道府縣雜種稅ノ増進傾向及ビ其ノ全租稅並ニ全歲入中ノ地位ノ變遷

| 年次 | 雜種稅ノ地位 | |
|------------|----------|----------|
| | 全租稅中 (%) | 全歲入中 (%) |
| (1) 明治三十六年 | 12.4 | 10.0 |
| (2) 三十七 | 12.5 | 11.9 |
| (3) 三十八 | 12.7 | 13.3 |
| (4) 三十九 | 12.8 | 14.5 |
| (5) 四〇 | 12.8 | 15.1 |
| (6) 四一 | 13.1 | 15.3 |
| (7) 四二 | 13.0 | 15.6 |
| (8) 四三 | 13.2 | 15.0 |
| (9) 四四 | 13.5 | 14.8 |
| (10) 大正元年 | 13.7 | 15.0 |

是ニヨリ之ヲ見レバ雜種稅ノ絕對額ハ年ト共ニ増加ノ傾ヲ有テ十年間ニ約五割ノ増進ヲ示シテ居ルガ其ノ全租稅及歲入ニ對スル相對的地位ハ近キ十年間ニ大ナル變化ヲ示シテ居ラナイ。相變ラズ全歲入ノ約一割内外、全租稅收入ノ約一割五分内外トイフ見當デアル。尙ホ此ニ道府縣各種租稅ノ關係的地位ヲ示スト左ノ通り²⁾

論說 雜種稅ノ分析及其整理

1) 以下、國家ノ租稅法規ハ大成會發行ノ日本租稅法令大全ニヨル
 2) 內務省地方局大正二年五月刊行地方財政概算ノ數字ニ基キ計算

- 大正元年ニ於ケル各稅收入ノ全租稅收入申ノ地位%
- (1) 地租制 (4) 營業稅
 - (2) 戶數對及家屋稅 (5) 營業稅附加稅
 - (3) 雜種稅 (6) 所得稅附加稅
 - (7) 其他ノ稅

| | | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|------|
| (1) 明治三六年 | 60.0% | (6) 四一 | 75.2% | 6.8% |
| (2) 三七 | 59.7% | (7) 四二 | 75.2% | 6.1% |
| (3) 三八 | 59.4% | (8) 四三 | 75.2% | 7.3% |
| (4) 三九 | 59.1% | (9) 四四 | 75.2% | 7.4% |
| (5) 四〇 | 58.8% | (10) 大正元年 | 68.8% | 6.5% |

雜種稅附加稅金額 其全租稅中ノ地位(%)

雜種稅ハ斯ノ如ク地租制ト戸數割及家屋稅トニハ及ハナイガ、地方營業稅國稅營業稅附加稅所得稅附加稅等ニ比シテハ遙カニ重要テ、地方稅トシテ三、大稅ノ一二數ヘラルコトガ出來ル。其ノ雜種稅ガ營業稅ノ附隨物ノ如ク認メラレツツ尙且ツ事實上其ヨリモ一層重大ナル地位ヲ占ムルノハ、全ク地方營業稅ハ商工業ニ課スルモノデアアルガ其ノ商工業ノ重ナルモノガ國稅ノ方テ取ラレテ、地方稅トシテハ其殘物タル下級ノ小商工業者ノミヲ稅スルコトトナルノニ、雜種稅ニハ營業稅的ノモノノ外、別ニ使用稅ガ最重キヲ成シ、而モ此ガ始ト專ラ地方ニ任カサレテ居ルコトニ據ルデアアル。(B) 市町村ニ於ケル雜種稅附加稅ノ地位ハ雜種稅本稅ガ道府縣ニ於ケル地位ヨリモ一層低ク、又益々低下シツツアル。其絕對額ノ増加モ亦々極メテ小ナルヲ見ル。³⁾

(註) 四) 予ハ地方稅ノ整理ハ普魯西ニ於ケル總ヘテノ財政改革ノ前提ナリ、テフクないすこノ詞ヲ想起セサルヲ得ヌ。ピーアサモ亦々今ハ地方稅問題ヲ以テ國家的大問題トシテ其完全ナル改革が必要也ト論シテ居ル。³⁾

3) Rudolf Groist, Die preussische Finanzreform durch Regulierung der Gemeindesteuern. S. 243. Pearce, Municipal rating and the collection of rates. p.87.

第一段 雜種稅ノ分析

其一 雜種稅ノ實際的分析

雜種稅ハ(一)種々雜多ノ租稅カラ成立ツテ居ル。(イ)法律面ニ依ルト十四種ヨリ成ルトモイヘルガ、(a)此ガ列學的デナク例示的ニナツテ居リ、(b)其モ各地方ニテ取捨ガ出來、(c)各地方ノ事情ニヨリ特段ナル租稅ヲ設クルコトモ出來ル所ヨリ(註)實際各地方ニテ區々ニ亘ルコトトナリ、大正二年度ニイテ全國ニ八十五種ノ異ツタモノヲ算スルコトトナツテ居ル(註)復雜至極ノ稅トハナケレバナラヌ。

(註)明治十三年四月太政官布告第十七號地方稅中營業稅雜種稅ノ種類第二條ニ雜種稅ヲ課スヘキ種類ハ左ノ如シトシテ居ル。(一)料理屋待合茶屋遊船宿芝居茶屋飲食店ノ類。尤モ同種營業デハアルガ貸座敷引手茶屋娼妓ニ對シテハ雜種稅ニ依ラズ賦金ナルモノヲ課スルコトトナツテ居ル。明治二十一年八月閣令十二號ニコレバ貸座敷引手茶屋娼妓ノ賦金ハ府縣知事ニ於テ適宜ニ之ヲ賦課シ、雜收入ニ編入スヘシトアル。斯クテ各府縣ニハ其々賦金徵收規則ヲモツ。(二)湯屋(三)理髮人(四)傭人受宿(五)遊藝師匠遊藝稼人相撲俳優村間藝妓ノ類(六)市場(七)演劇其他興行遊覽所(八)遊技場(玉突大弓揚弓射的吹矢ノ類)(九)人寄席(十)船舫流船川船及五十石未滿海船車(馬車人力車荷積馬車荷積大七六八車荷積中小車荷積牛車ノ類)——但シ明治十六年六月内務大藏兩省達乙三十號及ヒ明

治十五年十月内務大藏兩省遠乙五十七號ニコレハ皇族所有ノ車馬官用ノ船舶車馬ハ免稅トナル
 (十一)水車(十二)乘馬(十三)屠畜(十四)漁業採藻ノ類。

而シテ其第四條ニハ府知事縣令ハ府縣會ノ決議ヲ以テ第二條類目中ニ於テ賦課スルモノヲ取捨
 スルヲ得ルコトトナリ、第九條ニテハ右課稅種類ノ外地方特別ノ課稅ヲ要スルモノハ府縣會ノ決
 議ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩省ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシトナツテ居ル。

更ラニ北海道ニツキテハ明治三十四年三月法律三號北海道地方費法二條ニヨリ右府縣稅ニ關ス
 ル規定ヲ準用スルコトトナル。

(註二)八十五種ノ稅目ハ次項雜種稅ノ學問的分類ノ處ニ詳記ス尤モ其ハ大正二年度ノデアルカラ、其後
 ニ増減ノアツタコトハ見逃シテハナラス、現ニ予ノ注意スル所ダケデモ、右ニ之ナカリシモノデ最
 近ノニ増加シテ居ルノガ二三アル。即チ群馬縣ノ玉突臺稅、瓦斯管稅、地中電線路稅、福岡縣ノ瓦斯管
 稅ノ如キデアル。⁽⁵⁾

併シ八十五種ノ構成租稅ガ皆ナ(二)對等ノ價値ヲモツノデハナイ。(イ)其ノ收入金
 額ノ多少ニヨル關係的地位ヲ示メスト(a)百萬圓以上ナルハ纔カニ車稅、藝妓稅ノ
 二ノミデ、而カモ此二デ全雜種稅收入金額ノ半分弱即チ四八、二%ヲ占メ、(b)十萬以
 上百萬圓未滿ナルハ自轉車稅、漁業稅以下ノ十五種デ、其ガ四二、五%(c)其他ノ十萬
 圓未滿ノモノ六十八種デ漸ク九、四%ヲ占ムルニ止マル。中ニハ全國ニ亘ツテ收入
 金額ノ百圓未滿ナルガアツテ、其ガ七ツニモ達スル。視眼鏡稅ノ六圓ニ至ツテハ極
 端ニ小イ。^(註三)更ニ(ろ)之ガ行ハルル道府縣ノ多少ニヨリ地位ヲ示スト、(a)全道府縣即

4) 内務省地方局大正二年度道府縣雜種稅一覽ニ基ク

5) 群馬縣々稅賦課徵收規則二十八條ノ四、五、六、福岡縣營業稅雜種稅賦課徵收方法課目課額、

チ四十七地方ニ行ハルルモノハ十種ヲ料理屋稅、湯屋稅、理髮人稅、遊藝稼人稅、俳優稅、興行稅、遊技場稅、船稅、車稅、狩獵稅、即是デアアル。(b)之ガ反對ニ唯一道府縣ニノミ行ハルルモノガ二十種ニモ上ボリ、(c)全道府縣デハナクトモ大多數ノモノ即チ四十以上ニ行ハルルガ十一種、(d)一道府縣デハナイガ尙極少數ノモノ即チ二以上五以内ノ其ニ行ハルルガ十八種、(e)其餘ノ二十六種ハ六以上三十九以内ノ道府縣ニ行ハルル所デアアル。^(註四)以テ如何ニ本稅ガ各地方デ區區ニ亘リ且ツ收入額ニ大小ノ差ノ甚シキモノアルカラ知ルヘキデアアル。

註三(1)百萬圓以上 (a)車稅 三、三三、三三三 (b)藝妓稅 一、三三、三三三 四、九〇、三六、四 四、六一、%

(2)十萬圓以上百萬圓未滿

| | | | | | |
|-----|--------|----------|-----|--------|----------|
| (a) | 白轉車稅 | 三、三三、三三三 | (i) | 法人建物稅 | 三、七〇、七〇 |
| (b) | 漁業稅 | 六、三三、三三三 | (j) | 理髮人稅 | 一、八三、四三六 |
| (c) | 船稅 | 四、三三、三三三 | (k) | 興行稅 | 一、九三、三三三 |
| (d) | 演劇稅 | 三、七〇、七〇 | (l) | 飲食店稅 | 三、一六、四三六 |
| (e) | 屠宰稅 | 三、三三、三三三 | (m) | 建物賃貸稅 | 二、三六、四三六 |
| (f) | 不動産取得稅 | 二、三六、三三三 | (n) | 竹木材川下稅 | 二、五三、三三三 |
| (g) | 水車稅 | 二、三六、三三三 | (o) | 西洋形船稅 | 一、〇〇、三三三 |
| (h) | 牛馬稅 | 二、三三、三三三 | | | |

(3)十萬圓未滿

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|-----|-------|----------|-----|------|----------|-----|------|----------|
| 採堀稅 | 三、三三、三三三 | (c) | 貸席稅 | 三、三三、三三三 | (e) | 遊船宿稅 | 六、三三、三三三 | (g) | 視眼鏡稅 | 六、三三、三三三 |
| 網稅 | 三、三三、三三三 | (d) | 石類採取稅 | 三、三三、三三三 | (f) | 屠手稅 | 二、三三、三三三 | | | |

論說

雜種稅ノ分析及其整理

第二卷 (第四號七)

四八七

(註四) (I) 唯一ノ道府縣ニ行ハルルモノ

妓夫稅(北海道) 屋手稅(島根) 潜水器稅(靜岡) 後網場稅(岐阜) 工場稅(群馬) 所得稅(京都)
採炭稅(滋賀) 駄賃稅(大分) 石類採取稅(秋田) 石灰籠稅(高知) 炭籠稅(青森) 翹室稅(福
岡) 視眼鏡稅(福岡) 易占稅(高知) 生洲籠稅(長崎) 段別稅(岡山) 製紙釜稅(山梨) 立木伐採
稅(宮崎) 鴨網稅(福岡) 養蠶稅(岐阜)

(2) 四十以上ノ道府縣ニ行ハルルモノ 藝妓稅、遊藝師匠稅(以上四六) 漁業稅、法人建物稅(以上四五) 相撲稅、演劇稅、水車稅
(以上四四) 遊覽所稅、屠畜稅(以上四三) 飲食店稅、市場稅(以上四二)

(3) 二以上五以内ノ道府縣ニ行ハルルモノ 温泉場稅、貸金稅、建物建築稅、水室稅(以上五) 軌道稅、屠畜場稅、倉庫稅、火葬
場稅、珊瑚樹採稅(以上四) 橋稅、鶴稅、竹木材流業稅、水碓稅、運送夫稅、貸席
稅(以上三) 駕籠稅、雇人稅、酌人稅(以上二)

其二 雜種稅ノ學問的分析

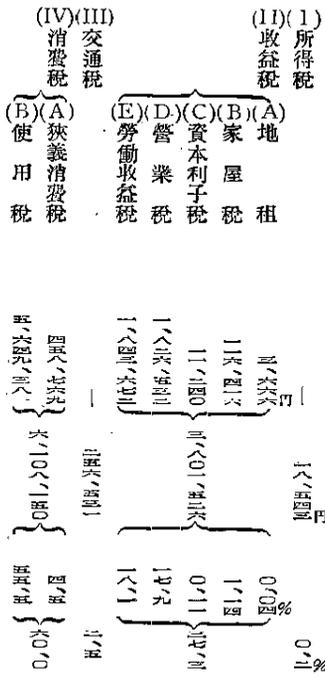
八十五種トイヘバ如何ニモ復雜デアルガ之ヲ租稅學上ヨリ分類スレハ餘程簡
單ニスルコトカ出來ル。(一) 先ツ之ヲ收益稅所得稅財產稅交通稅消費稅ノ分類法⁶⁾
從テ分析シテ見ルト(二) 左ノ如クデ此雜種稅ガ殆ンド其ノ總ヘテノ種類ノモノニ
亘ツテ居ルコトヲ見出ストキハ其ガ如何ニ雜然タルモノナルカヲ知ラナケレバ
ナラス。且ツ又日本ノ國稅ニ見ルコトヲ得ザル資本利子稅ト勞働收益稅トヲ此ニ
發見スルニ於テ大ニ興味ヲ感シナケレバナラス。

(I) 所得稅——所得稅(註二)

(II) 收益稅 (A) 地租——段別稅

6) Schäffle, Die Steuern. J. s. 58-9. Eheberg, Finanzwissenschaft. 9 Aufl. s. 194-5.
7) 京都府郡部府稅賦課規則 27, 28條 (以下賦課規則ヲ賦規ト略ス)
8) 群馬縣稅賦課徵收規則 21. 岩手賦規 20. 秋田賦規 43.
9) 群馬、岩手、同上、宮城賦規 18條ノ一 10) 群馬、岩手同上
11) 秋田賦規 29. 栃木賦規 11. 京都郡部賦規 5. 12) 群馬賦課徵收規則、10

業税的ノモノノ方ガ其大ナルハ國税營業税ト道府縣營業税トニ取ラレテ、漸ク其殘屑ヲ保ツニ止マルノニ因ルケレトモ、又一ニハ使用税ノ方ガ殆ンド専ラ地方雜種税ノ處ヘ任カサレタルニ因ル。



(註一) 雜種税トシテノ所得税ハ京都府ノミニ行ハルル所デ、主トシテハ國税所得税ノ免稅點以下ニシテ所得三百圓以上ノ者ニ課スルノデアアル。ガ併シ所得稅法施行地以外ニ於テ支拂ヲ受クル公債社債ノ利子、國税所得税ノ課セラレザル法人ヨリ受クル配當金モ亦々此課税ニ從フコトトナツテ居ル。

(註二) 之ニツキテハ營業ト非營業トチ間ハズトノ明文ヲ有スルガアル例之群馬、岩手、秋田ノ如シ。然シ此明文ハ本税ノ性質上不要デアアル。又此ニ依ル課稅收益ニ最下限ヲ定ムルガアル例之群馬、岩手三十圓以上、岩手(半二十圓以上)。

(註三) 之ニツイテ營業ト非營業トチ間ハズト明記スルガアル例之群馬、岩手、宮城、課稅資本又ハ收益ニ最下限ヲ定ムルガアル例之群馬(年收三十圓以上)岩手(資本百圓以上)。

22) 京都府 23) 長根 24) 靜岡 25) 山形 26) 高知 27) 大分 28) 岡山 29) 福井 30) 奈良 31) 秋田 32) 鹿兒島 33) 青森 34) 二島 35) 愛媛 36) 福岡 37) 營業稅 38) 賦稅 39) 徵收規 40) 則 41) 15. 19 條ノ一 42) 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

(註四)此ニ營業稅トシテ舉クルモノノ中ニハ(a)各營業ノ全體ニ課スルモノト(b)各營業ノ或重要ナル材料ニ課スルモノトアル。後者ニ至テハ一ノ使用稅トイツテモ真キヤウニ考エラレルガ予ハ此ハ消費稅ノ一タル使用稅ト見ルヨリハ營利稅ノ一タル收益稅ノ其又一種タル營業稅ノ特殊ノモノトスルヲ至當ト信ズル。現ニ普通ノ營業稅デモ外形の標準ニヨツテ課スルモノニ至ツテハ營業ノ全體ニ課スルトイヒツツ矢張り必スシモ營業收益ニ影響スヘキ總ヘテノ外形の標準ニ依ルノデハナク其ノ重ナル二三ノモノヲ選ムコトトナル。其ノ一ニ依ルト二三ニヨルトノ間ニハ根本的ノ差異ハナイコトニナル。故ニ之ヲ同種類ニ入ルルモ不當デハナイ。且ツヤ夫ノ使用稅ノ物件ガ生産用タルコトモアルニセヨ、單ニ生産用ニノミ充テラレルノデハナク消費ノ爲メノ使用ニモ充テラレルコトアルモノト異ツテ此方ハ專ラ營利ノ爲メニ即チ收益ヲ舉クルガ爲メニ使用セラレルモノデアアルカラ、彼ト此ト分離シテ此ヲ營業稅ノ中ニ入ルルヲ至當トスル。

(註五)市場稅ハ一ノ營業稅デアアル。市場ノ開設者(秋田)經營者(栃木)又ハ營業者(京都)ニ課スルコトトナツテ居ル。¹¹⁾

(註六)漁業稅ハ營業者タラザル者ニモ課セラレルコトニハナルガ、此ノ如キ明文アルモノ例之群馬デ遊漁ト職業トノ別ナク之ヲ賦課トスル宛ニ角繼續的狀態ニ對シテ賦課スルヲ通例トスル。隨テ(a)定時ニ賦課スルノガ通例デアアルガ、唯ダ此場合ニモ特殊ノ漁業ニツイテハ其捕獲ノ都度之ヲ課ストスルモアル。例之捕鯨ニ關シテ三重、宮城、岩手、鯨、綱類ニツキテ京都ノ如シ¹³⁾或ハ山形ノ如ク一般ニ隨時徵收スルノヲ原則トスルモアル。但シ鹹水漁業及淡水漁業稅中築ヲ除ク¹⁴⁾或ハ課稅法ヲ基トシテニ二分千歩稅ニ屬スルモノハ隨時賦課スルモアル。例之佐賀¹⁵⁾或ハ課稅法¹⁶⁾ガ大體營業者ニ課セラレルモノデアリ、少クトモ或繼續的業態ニ課セラレルノ故ニ營業稅ニ加ヘテ置ク。

26) 奈良賦稅規 22. 靜岡賦稅規 24. 三重縣稅賦課方法 15. 岩手賦稅規 18 條ノ二、
 岐阜縣稅賦課規 10. 青森縣稅賦課徵收規 4. 27) 熊本賦稅規 8. 山形縣稅賦課徵
 收規 5. 佐賀賦稅規 14. 福井賦稅規 13. 宮城賦稅規 13. 和歌山賦稅規 22. 群馬
 縣稅賦課徵收規 10. 秋田賦稅規 29. 栃木賦稅規 11. 岐阜縣稅賦課徵收規 21.
 28) 奈良賦稅規 10. 愛媛賦稅規 9. 東京府市部稅賦課規 2. 東京郡部賦稅規 2. 29) 福
 島賦稅規 10. 30) 茨城賦稅規 36. 宮崎縣稅賦課徵收規 23. 京都郡部賦稅規

註七 理髮人税ニツキテハ、多クバ營業税ト稱スルコトヲ得ルガ店舗ヲ開カズ單ニ勞働ヲ賣ルニ過ギサルモノモ含ム故ムシロ之ヲ勞働收益税ニ入レタ。例之大分ニテハ理髮人ハ一定ノ營業場ヲ有スルト否トニ關セズ獨立シテ營業スルモノハ總ヘテ一戸ト見做ストシ、島根ニテハ床場ニテ業ヲ爲スモノト床場外ニテ爲スモノトナ區別シテ課税スル¹⁶⁾

註八 竹木材流業税トイフハ廣島ノ例ニ依ルト、木流業年税一人ニツキ六十錢トアツテ、全ク木流勞働者ニ課スルモノデアアル¹⁷⁾

註九 筏税ノ中ニツキ(a)特ニ京都、福非、高知、徳島等ノハ寧ろ後ニイフ竹木川下税ト均シク消費税ト見ルコトガ出來ル。例之京都ニテハ流出ノ都度筏主ニ賦課スル。高知ニテハ川流許可ノ時ニ賦課ストナル。福非モ此ト類似ノ規定ヲモチ、徳島モ此税ヲ隨時税トスル然ルニ(b)多數ノ縣ノ筏税ハ筏乘ニ課スルノデアアルカラ、寧ろ之ヲ勞働收益税ニ入レタノデアアル。例之靜岡、廣島¹⁸⁾

註十 不動産取得税ハ登記アルダケデハ登録税ノ附加税ノ如クニモ見ユルガ、取得サルルモノニハ登録税ニ關係ナキモアルカラ、全體トシテ之ガ附加税トハイハレナイ。然レバ府縣ニヨツテハ登記ヲ經タルモノハ登記價格、登記ナキモノハ賣買價格賣買ニアラサルモノハ時價ニヨルトイフ規定ヲ設ケテ居ル。例之鹿兒島、徳島、鳥取²⁰⁾或ハ登記ノ日、登記ナキモノハ届出ノ日、又ハ不動産取得ノ日ニ賦課ストスルモアル例之、大分、宮崎、尤モ府縣ニヨツテハ單ニ登記價格ニヨルトスルモアル。例之京都、奈良、秋田²²⁾

註十一 屠宰税ガ消費税タルコトハ各府縣税則ヨリ斷定スルコトガ出來ル。但シ中ニハ(a)屠殺前ニ豫定頭數ニヨリ課ストスルガアリ、例之長野、大分、岐阜等²³⁾或ハ屠殺後一定期ニ即チ毎月屠殺ノ分ヲ翌月ニ課ストスルモアル。例之靜岡²⁴⁾或ハ屠殺毎ニト力、單ニ届出ノ時ト力又ハ隨時ト力定ムルガアル、此ガ最多イ。²⁵⁾

91) 京都府 京都府賦規 5. 栃木縣 賦規 11. 宮城縣 賦規 19. 條ノ二. 高知縣 賦規 8. 和歌山縣 賦規 22. 福井縣 賦規 13. 滋賀縣 賦規 32. 條ノ二. 岐阜縣 賦規 54. 石川縣 賦規 24. 山形縣 賦規 29. 群馬縣 賦規 20. 東京府 賦規 24. 大正五年度 香川縣 賦規 29. 徳島縣 賦規 13. 山形縣 賦規 29. 群馬縣 賦規 20. 東京府 賦規 24. 大正五年度 青森縣 賦規 9. 徳島縣 賦規 13. 大分縣 賦規 21. 奈良縣 賦規 24. 大正五年度 青森縣 賦規 9. 徳島縣 賦規 13. 宮崎縣 賦規 28. 宇治山田市 附加税 賦規 8. 35) 本多精一氏 地方財政問題、188頁以下

〔註一〕竹木材川下税が消費税タルコトモ略ホ明デアアル。川流スル木材ノ所有者ニ其木材ヲ標準トシ課スルトイフノハ例之奈良三重、靜岡デ若手河川使用ノ許可ヲ受クタル際定メタル流材ノ種類及員數ニヨリ賦課ス岐阜(屈出ノ日ヲ以テ期日トシ豫定ノ日數又ハ員數ニヨリ賦課ス)青森納稅義務ノ生シタル時ハ一時ニ之ヲ賦課ス等ニ至テハ文句ハ異ツテ居ルガ、趣意ハ同デアアル。²⁶³⁾

〔註二〕使用税ハ凡ヘテ使用者ニ賦課スルコトトナルヘキモノデアアルガ、(a) 通例所有者ニ賦課スルコトニナツテ居ルノハ全ク徵收ノ便カラ來テ居ル例之熊本山形佐賀、福井宮城秋田、栃木岐阜和歌山群馬²⁷⁾或ハ特ニ規定スルモノノ外ハ所有者ニ賦課ストスルモアル。奈良愛媛東京²⁾或ハ使用者又ハ所有者ニ賦課ストスルモアル例之福島²⁰⁾

〔註三〕四船車税ニツイテハ(a) 或ハ特ニ其所有者ニ賦課ストスルモアリ、例之茨城、船ニツイテハ宮崎(b) 或ハ却ツテ使用人ニ課スルモアル例之京都ノ如シ³⁰⁾

〔註四〕五法人建物税ハ税ノ性質上、使用人タル法人ニ課スルコトトナルヘキデアアル。物件税ハ所有者ニ課スルノ原則ヲトル處デモ、之ニツイテハ例外ヲ定ムルコトトナル。此法人納稅ヲ明文ニモツハ京都以下頗ル多イ然シ單ニ法人ノ使用スル建物ニ賦課ストイフモアルガ、實際ニハ使用人ニ課スルコトトナルデアラウ。

〔註五〕六此ハ備主ニ賦課サルルコトトナル例之宮崎縣³³⁾

〔註六〕七上記地方税規則參照。

〔註八〕八例之宇治山田市(營業割ハ縣稅ニ附加スルモノハ、縣稅賦課期日現在ノ營業稅額雜種稅額ニヨリ課率ノ全額ヲ賦課ス)本多氏ノ說明ハ此點ヲ無視サレテ居ル³⁴⁾

〔註九〕九小林博士ガ日本ノ地方課稅ヲ土地ノ負擔スルモノ、家屋ノ負擔スルモノ、營業ノ負擔スルモノ、所得ノ負擔スルモノ、其他ノ負擔スルモノト分類シテ雜種稅ヲ營業ノ負擔スルモノノ中ニ入レテ

36) 小林博士地方財政學 478頁

37) 小林博士同上 479

38) Nitti, Principes p. 322. Parieu, Traité I. p. 9-10. Garnier, Traité p. 52. 95 &c. Neumann, Die Steuer und das öffentliche Interesse. S. 427 ff. Wagner, Direkte Steuern im Schönberg'schen Hb. 4. Aufl. III I. S. 252. Derselbe, Finanzwissenschaft. 2 Aufl. II. S. 239. Ebeberg, Art. Steuern im Conrad'schen Hwb. 2 Aufl. VI. S. 1124. 3 Aufl. VII. S. 959. Heckel, Steuer im Elster'schen Wb. 2 Aufl. II. S. 1025.

居ラレルノハ當テ得ナイ、又府縣營業稅雜種稅及其附加稅タル營業割ハ概シテ小資本及小收益ノ雜種職業稅タリトイハルルノモ精確デナイ。

更ニ(二)直接及間接稅ノ分類法ニ從ツテ雜種稅ノ分析ヲ試ムルコトハ有益ノ事業デアルガ、元來此分類法ニハ異見解ガ多クアリ、歸一シテ居ラヌカラ、暫ラク最多數學者ノ探ル所ノ二見解ニヨルコトトシテ、(イ)臺帳稅從率稅ノ意義ニ於ケル見解ヨリスレバ雜種稅ハ明瞭ニ直接稅ニ屬スルモノト間接稅ニ屬スルモノトニ分タレテ、其結果ハ間接稅ニ屬スルモノガ少クトモ或方法ニヨレバ、全體ノ約三分ノ二ヲ占ムルコトトナル。(ろ)負擔ノ直接間接詳クイヘバ納稅義務者ト擔稅指定者トノ一致ト否トニ依ルノ區別方法³⁹⁾ニ從ヘバ雜種稅ハ大體直接稅ニ屬スルコトトハナルガ轉嫁關係不明ノ爲メ直接稅ニモ間接稅ニモ入レ難キモノ^(註三)ヲ生ジ且ツ、間接稅ニ屬スルモノヲモ多少生ズルコトトナル。孰レニセヨ法律ガ雜種稅ヲ凡ヘテ直接稅ト爲スノハ^(註四)當ヲ得ナイ、即チ左ノ如クデアアル。

(イ) 臺帳稅從率稅ノ意義ニテ

(a) 使用稅ヲ從率稅トスレハ

(1) 直接稅ニ屬スルモノ

三七・五%

(b) 使用稅ヲ臺帳稅トスレハ

九三・〇%

(ろ) 直接間接負擔ノ意義ニテ

六三・三%

39) Mill. Principles Bk. V. ch. III § I. Wagner, Art. Direkte Steuern im Schönberg'schen a. a. O. S. 252. Derselbe, Fw, 2 Aufl. II. S. 237-8. Rau, Grundsätze der Fw, 5 Aufl. I. S. 443. Leslie in Cobden Club essays. 2nd Series. p. 192. Kaizl, Fw. (deutsch) II S. 163-6. Ehoberg, Fw. 9 Aufl. S. 190. Helförich, Art. Allgemeine Steuerlehre im Schönberg'schen a. a. O. 2. Aufl. III. S. 163. Schall, Art. Allgemeine Steuerlehre im Schönberg'schen. a. a. O. 4 Aufl. III. Ab. I. S. 192. Roscher, Fw. 5. Aufl. I. S. 192. Bischof, Fw. S. 77-8.
40) 三重縣々稅賦課方法 6. 8. 滋賀賦規 18. 宮城賦規 15. 宮崎縣稅賦課徵收規則 12. 13. 靜岡賦規 30. 大分縣稅賦課徵收規則 16. 和歌山賦規 23. 鹿兒島賦規 9. 10. 熊本賦規 9. 10. 奈良賦規 13. 愛媛賦規 14. 15. 新潟賦規 10. 山梨賦規 17. 18. 山形縣稅賦課徵收規則 24.

(II) 間接税ニ屬スルモノ

三・五

三〇

四一(註一七)

(III) 交通税

二・五

(註二〇) 不動産取得税ニ至テハ無償特ニ相續ノ場合ハ瓦ニ角有償ノ場合ニハ轉嫁關係ハ不明ナルコトガアル。取得者が負擔スルコトハ限ラナイ。賣手ニ於テ負擔スルコトモアリ得ル。大體ニ於テ交通税ハ轉嫁不明ノ税デアル。

(註二一) 明治二十九年三月内務省告示、三十號沖繩縣區制ノ直接税間接税類別、明治三十二年六月内務省告示、六十九號府縣制及郡制中直接税ノ種類、明治三十二年九月内務省告示、九十六號北海道區制及町村制中直接税間接税ノ類別、明治四十五年五月内務省告示、四十三號市制町村制中直接税及間接税ノ種類

(註二三) 狹義消費税申建物建築税ヲ除キタルモノヲ此ニ計算ス。

右ノ外(三)精密ナル數字的關係ヲ示スコトハ材料ノ不足ノ爲メニ出來ナイガ、雜種税ノ大部分ガ定率税デアルノニ、其一部ノモノガ府縣ニヨツテハ市町村ニ對スル配賦税トナツテ居ルコトハ注意スルニ足ル。(註二二三)

(註二二三) 嚴格ナル意義ニテハ配賦税トイヘナイガ配賦税的ノモノトイフコトガ出來ル。府縣ニテ平均課率ダケヲ定メテ各市町村ノ負擔總額ヲ配當シ實際ノ税率ノ等差ハ市町村ニ任カスノデアアル。

第二段 雜種税ノ整理

其一 雜種税ノ全局的整理

論說

雜種税ノ分析及其整理

第二卷 (第四號一五)

四九五

41) Heckel, Lehrbuch I. S. 141-2. Derselbe, Steuer, im Elster'schen Wb. 2. Aufl. II. S. 1026. Stein, Lehrbuch 5. Aufl. II I S. 442-7. Roscher, a. a. O. I. S. 357-63. Rau, a. a. O. I. S. 444-5. Wagner, Fw. 2. Aufl. II. S. 706-16. Umpfenbach, Fw. 2. Aufl. S. 205-6. Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. II. S. 72. Conrad, Grundriss. III. Teil. Fw. 2. Aufl. S. 19-20. Eheberg, Fw. 9. Aufl. S. 192-3.

(一) 上記ノ如ク雜種税ガ實際八十五種ニモ上ホリ、學問的ニ分析シテ多様ノモノガ之ニ屬スル所也。^(註二)トスレバ、之ヲ雜種税トイフ。科目トスルコトハ適當デナイ。宜シク性質ニ基キ分析ヲ行ツテ其々ノ名目ノ下ニ分屬セシムヘキモノデアアル。夫ノ各税ヲ凡ヘテ維持スルトシテ、少クトモ之ヲ所得税、地租、家屋税、資本利子税、營業税、勞働收益税、交通税、使用税、消費税位ニハ分類スヘキモノデアアル。^(註三)斯克現在ハ多様ナルモノガ一目ニ入レラレテ居ルカラ、ツイ之ヲ上ニモ記ス如ク、凡ヘテ營業税的ノモノト誤解シタリ、之ヲ總ヘテ直接税ニ屬セシメタリスルコトニナル。此直接税間接税ノ區別ニツイテハ、少クトモ如何ナル意義ヨリシテモ直接税トイフヘカラザルモノヲ其直接税中ヨリ除外スヘキモノト思フガ、此ヲ明ニスル爲メニモ、先ツ以テ雜種税ヲ適當ノ分科ニ分屬セシムルコトト爲スヘキデアアル。特ニ或地方ニテ雜種税ニ入レラルル税ヲ、他ノ地方ニテ之ヨリモ離レテ特別税ト爲ス^(註四)ガ如キコトモ、調査及研究上租税ノ概察ヲ困難トシ、誤解ヲ招クコトトナル。此モ畢竟ハ雜種税トイフガ如キ名稱アルヨリ起ツタ事デアアル。此點カラ見テモ雜種税ノ整理分屬ガ必要デアアル。

(註一) 日本ノ雜種税ニ該當スルモノハ外國ニテハ日本程ニ複雑ナルモノデナイ。又相當ニ整理分屬ガ

行ハレテ居ル例之舊魯西デハ縣ハ所得稅ト物稅トノ附加稅ヲ有ツノミデアアル¹⁾。那ハ此ト類似ノモノノ外ニ¹⁾土地ノ移轉稅²⁾旅館居酒屋及火酒酒精小賣營業免許稅³⁾大稅ノ三ヲモツ市町村ニテハ雜種稅ニ當ル稅トシテハ¹⁾麥酒稅²⁾娛樂及奢侈稅³⁾娛樂稅⁴⁾劇場切符稅⁵⁾夫稅⁶⁾ふらんくふるさノ馬稅⁷⁾不動產移轉稅⁸⁾土地增價稅⁹⁾酒類營業免許稅ニ止マル。英國デハ諸多ノれ¹⁾ミガアルガ就中¹⁾ぶ²⁾い³⁾われ⁴⁾ミガ他⁵⁾ノモノノ標準トナル。漸次れ¹⁾ミ以外ノ租稅的ノモノガ發達シテ來ツツアルコト後ニイフ如クデアアルガ其ハ重キヲ成サズ數モ少イ倫敦デハ又諸多ノれ¹⁾ミガ一八八九年ニズれらるれ¹⁾ミニ統一セラレダ²⁾れ³⁾ミトハ課稅財產ノ純年價值ニ課スルモノデアアルガ詳シクイフト不動産又ハ其收益價值ノ上ニ課セラルルモノデアアルカラ此ニイフ雜種稅的ノモノハ殆ト之ニナイ。佛國デハ縣デハ租稅收入トシテハ殆ト全ク國稅ノ附加稅ニ¹⁾ル。市町村ニハ特別稅ガ多々アル²⁾。

(註二)小林博士ガ雜種稅ノ中カラ店舗營業的ノモノヲ除ケバ殘ハ勞務及用品稅トナルトイハレ、此ガ雜種稅ノ有ツヘキ適當ノ範圍デアアル。名ハ職業稅及用品稅トシテモ可トイハルルノハ、雜種稅ノ内容ガ此以外ニ出ルコトヲ等閑視サレタルヨリ生シタル誤ノ結論デアアル。

(註三)雜種稅ノ中ニ段別稅¹⁾漁業稅²⁾採藻稅³⁾ガアルノニ北海道ニテハ北海道地方邊法二條ニヨリ反別割水產稅⁴⁾雜種稅外ノ特別稅トシテ居ル。又道府縣ト市町村トノ間ノコトデアアルカラ止ムヲ得ヌトモイハルルガ京都府デハ特別所得稅⁵⁾雜種稅トシテ居ルノニ例之字都宮市デハ之ヲ雜種稅外ノ特別稅トシテ採用シ¹⁾一箇年二百五十圓以上ノ所得アルモノニシテ所得稅ノ賦課ヲ受ケザルモノニ課ス²⁾水戸市ニテモ同様デアアル。一箇年百八十圓以上ノ所得者ニシテ所得稅法ニヨリ納稅スルモノヲ除クニ課ス³⁾隨ツテ雜種稅及其附加稅ト雜種稅外ノ稅トハ別異ノ種類ノモノト解スルノハ誤デアアルコトニナル。

1) Theisen, Die Reichs-, Staats- und Kommunalabgaben. S. 89.
 2) Theisen, ebenda. S. 85.
 3) Klose, Die Finanzpolitik der preussischen Grossstädte. S. 138-9.
 4) Department of Commerce and Labor, Municipal taxation in European Countries. p. 71.
 5) Pearce, l. c. p. 8. 6) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 72.
 7) Colson, cours d'économie politique. V. p. 264-5

(二) 次ニハ雜種稅ニ屬スルモノガ餘リ多キニ過クルノデハナイカトイフコトガ一問題デアル。勿論地方稅ハ必スシモ全國整一トスヘキモノトハ限ラナイ、各地方ノ事情ニ應シテ多少ノ相違アルコトガ當然デアリ、隨ツテ多様ナルモノノ存スルコトハ免レナイシ、特ニ小收額ヲ擧クルカ如キ稅目ハ到底國稅ニハ不適當デアルカラ自然之ガ地方稅ニ任カザルルコトトナリ、此點カラシテモ勢ヒ地方特別稅ガ多數ノ小稅目トナル傾ハ否ムコトヲ得ナイ、^(註四)ガ唯ダ現在見ルガ如キハ餘リニ小サナモノヲ餘リニ雜多ニモツコトニナツテ居ル。テ少クトモ過小ナル稅目ダケハ排除スルヲ選ブヘシトスル。其ニツキ財源補充ノ如キハ甚シキ雜事デアルマイ。

(註四) 本多氏ハ雜種稅多キニ過クルノ故ニ整理ヲ減少シ、之ニヨリ收稅額ヲ失フモ他ノ稅源ニヨリ充タサンコトヲ計レトイハルルガ氏ガ如何ナル度ニ之ガ減少ヲ企圖サルルノカハ不明デアアル。予トシテハ先ツ地方稅目ノ多クナルノハ止ムヲ得ザル勢ト認メ、唯ダ餘リニ小サナモノダケヲ淘汰セヨトイフ位ニ考ヘテ居ル、悉ラク予ノ淘汰ハ氏ノヨリハ小ナル程度ト想像スル。

(三) 又如何ニ地方稅ハ地方事情ニ應シテ各別異ノモノヲ探ルノ避クヘカラサルモノガアリトハイ、現在ノ如ク餘リニ各地區々ニ亘ルノモ決シテ良クナイ。稅種ニツキテモ現行法ノ指定スルモノハ最早少キニ過クルカラ、時勢ニ應シ且ツ各地ノ實際ヲ斟酌シテ書キ加フルコトガ必要デアリ、大抵ノモノハ網羅シテ、此間ニ各

8) 小林 前掲 492.
 9) 宇都宮市特別所得稅條例 2.
 10) 水戸市特別所得稅條例 1.
 11) 本多氏前出 114-7, 120.

地ニ自由選擇ノ餘地ヲ與エ、而シテ其等ノモノノ課稅方法ニツキテ國家的ノ標準ヲ示シテ據ル所アラシムルガ肝要デアル。¹²⁾其ノ自由選擇ノ餘地ヲ與フルハ畢竟各地ノ事情ニ適應セシメンガ爲メデ、課稅方法ノ標準ヲ定ムルノハ各地方内部ニ於テ及各地方間ニ於テ出來ルダケ公平ナル課稅ヲ得セシメンガ爲メデアル。又稅ニヨツテハ制限率モナクテハナラナイ。

(註)五地方團體ノ課稅權ハ唯國家ノ承認又ハ委任ニ基クカラ國家が指示スルノニ差支ナキノミナラズ又ムシロ必要デアル。尤モ絕對ノ拘束ハ宣シクナイ。或度マデ地方事情ヲ斟酌シテ自由ノ餘地ヲ與フヘキモノデアル。あんりたるくれガ諸多ノ入市稅ニ於ケル改良ノ實行難ヲ論ジテ地方團體ニ課稅方法ニツキ自由ノ拘束が行ハルル爲メトフノハ幾分ノ眞理ハアル。¹³⁾

其二 雜種稅ノ各部的整理

(一) 雜種稅トシテ示サレタルモノノ中ニ就キ營業稅的ノモノハ勿論地方稅トシテ不適當デナイ。是非地方ニ之アルヘキモノデアル。營業ハ土地家屋ト共ニ特別利益ヲ地方團體ヨリ受クルガ故デアル。¹⁴⁾併シ此ハ道府縣營業稅ニ合併セシメラルヘキモノデアル。¹⁵⁾而シテ之ガ課稅方法ニツキ從來何等法律ニ標準ヲ示ス所ナク課率ニ制限モナキ所ヨリ、其課稅方法及課率ガ各地區々ニ亘リテ、全國ノ各地方間

12) Kaufmann, Kommunal финанzen. Bd. II. S. 114.

13) Henri d'Urclé, Le reforme de l'octroi. p. 138

的不公平トナルノミナラズ、一地方ノ内部ニモ不公平ガ存スルコトナリ、特に他面中以上ノ營業者ガ國家ノ制定シタル比較的公平ナル課稅方法ニヨリ、且ツ其附加稅ニモ制限ヲ加ヘラレ居ルニ對シテ、地方稅雜種稅ニ依ル所ノ小ナル營業者ガ却ツテ不公平且ツ過重ナル負擔ヲ爲スコトトナル。¹⁴⁾之ニツイテハ、一面國稅營業稅トノ關係ヲ斟酌シ、併セテ他方、現行各地ノ稅法ヲモ吟味シテ、適切ナル全國統一の標準課稅方法ヲ示シ、且ツ一應ノ課率制限ヲ定ムルコトヲ至當ト信スル。而シテ又營業稅的ノモノノ中ニ就キ生産材料ニ課スルモノハ特ニ例之電柱稅軌道稅氣力電力車稅ニ至テハ特別營業稅トスル方ガ良カラウ。¹⁵⁾其他ノモノモ必スシモ不適當トハ認メナイガ、之ヲ一ノ營業稅ト解スルコトトナルト、明治四十一年法律三十七號二條ノ規定ニ牴觸スルコトニナル。此ニ對シテハ明文ヲ以テ除外スヘキモノデアアル。

(註)一此點ニ關スル一ノ説明方法ニヨレバ各人ハ給付能力ニ應スル負擔ヲ爲スノ外地方團體ノ給付ニヨリ、或財産部ノ收益又ハ價值上騰ニヨル財産増加ヲ受タル人ハ此利益ノ割合ニ應シテ負擔ニ任シナケレハナラヌトイヒ、¹⁴⁾他ノ説明方法ニヨレバ地方團體ノ地方的繁榮事務ノ爲メニ管内ノ土地家屋營業ニ利益ヲ與フルニヨリテ、一般の給付能力ノ標準以外ニ給付能力ヲ持ニ進捗シタル程度ニ應スル標準ニヨリ租稅ヲ分配スヘキモノデアアル。¹⁵⁾テ到ル處地方ニ營業稅が行ハルルコトトナ

14) Friedberg, Die Besteuerung der Gemeinden. S. 10.

15) Kaufmann, a. a. O. S. 117-8.

16) Bilinski, Die Gemeindebesteuerung und deren Reform. S. 240. 17) Most, Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung. I. S. 63. Theisen, a. a. O. S. 63. 18) Kaufmann, a. a. O. S. 121. Klose, a. a. O. S. 182-4. Dawson, Municipal life and government in Germany. p. 411-3. 19) Döpner, Geschichte der württembergischen Kommunalsteuerreform 1903. S. 27

ル。びりんすきカ營業稅ハ地方ニ取り不_レ必要不_レ適當トイフノハ當_レテ得_レナイ。¹⁶²
 地方特別ノ營業稅トシテハ普魯西ニテハ市町村ニ特別營業稅モ許サルルガ尙_レ此外、酒屋ヨリ拂フ
 ヘキ經營稅即チ免許稅ガ郡ニ交付セラレ、市町村ガ此ニ附加稅ヲ課スルカ、又ハ郡ニ屬スヘキ其豫
 算額ヲ之ニ交付シテ市町村固有ノ經營稅ヲ課スルヲ得ルコトトナツテ居ルガ¹⁶³ゆるてんべるひデ
 モ市町村稅ノ主要ナルモノハげまいんでんとイフテ土地家屋ト共ニ營業ニ課スルモノ
 デアルガ更ニざくせんデハ居酒屋稅ガ重要ナル發達ヲ遂ケテ居ル¹⁶⁴英國ニテハ一八八八年ノ
 こつしにんノ地方稅改革案ノ中ニハ料理屋、麥酒屋等ノ免許稅ガアツタガ今日モ地方稅勘定ナル
 モノノ中ニ酒類販賣免許稅ヨリノ定額交付金ガアル¹⁶⁵倫敦ニハ又市場稅ガアル¹⁶⁶佛國ニテモ營
 業稅ノ附加稅ガ存スルガ市場稅屠畜場稅等モアル¹⁶⁷米國ニテハ營業稅ハ地方稅トシテ重要ナルモ
 ノデ、尙ニ重要ナルハ矢張り酒類賣却ノ許可ヲ受タル商店ニ課スルモノ并ニ諸種ノ娛樂物ニ課ス
 ルモノデアル。諸多ノ市デハ又特殊ノ職業例之競賣人、質屋ニ稅ヲ課スル。例之紐育ノ如シ、紐育デハ
 又渡船經營者ヨリ報償金ヲ取ル。之ヲれんじトイツテ居ルガ、實ハ市ガ之ニ資本ヲ下シテ居ラヌカ
 ラ¹⁶⁸一ノ稅トイツテ良イ。市場ニモま_レけつとれんつえんじふい_レすトイフガアル。此ハ市場稅ニ外
 ナラナイ¹⁶⁹。
 尙ホ漁業稅ハ獨逸デハざくせん、えんざする_レトリんげんニアリ佛國ノ巴里ニモ川漁業稅ガアル¹⁷⁰
 溫泉場稅ガ獨逸ニハ往々ニシテく_レあたくすトイフ名ニ於テ見出サル¹⁷¹。
 (註二)此點ハ小林博士モ同見¹⁷²。
 (註三)特ニ例之料理屋ノ如キ大ナルハ國稅營業稅ニヨリ課稅セラレ小ナルガ地方雜種稅ニ來ルコト
 トナル(營業稅法十條、明治四十一年三月法律三十七號地方稅制限ニ關スル件二條)。

20) Neumann, Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland. S. 206-212. 21) Lange, Local taxation in London. p. 2. 22) Wright and Hobhouse, Local government and local taxation. p. 155. 23) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 73. 24) Ville de Paris, Budget de l'exercice 1912. p. 12. 25) Ville de Paris, l. c. p. 19-27. 26) Americus, Municipal taxation in the United States. (in The Local Government Review. Vol. III, No. 15, p. 109.) 27) Durand, The finance of New York City. p. 230. 28) Durand, l. c. p. 226-7.

(註四)米國ニ通例ナルガ如キ公益會社稅的ノモノトスヘキデアラウ。後ニイフ消費稅トシテノ電氣稅
 瓦斯稅等ハ又別ニ存在スルコトガ出來得ル。³³⁾

(二)雜種稅ノ中デ使用稅的ノモノガ最重要ナル地位ヲ占ムルコト上說ノ如クデア
 ルガ、此ハ前ニモイフ如ク一ハ國家ガ使用稅ヲ殆ト專ラ地方ニ任カシテ居ルノ
 ニ因ルノデ、此事ハ本稅ノ性質上強チ不當デナイ、必要ナルダケデハ國稅トシテモ
 差支ハナイガ、ヨリ多ク地方稅ニ適當シテ居ル³²⁾、此ガ稅目到底列舉シ盡クスコト
 困難デ例示ノ外ハナイガ其ニシテモ國家ノ法律ニ今少シ多ク例示スベキデア
 其ハ又各地ニテ取捨選擇ノ外ハナイガ、併シ賦課方法ノ大體ノ標準ダケハ法律ヲ
 以テ定メラルルコトガ必要デアリ、又課率ノ一應ノ制限モ必要デアル。其稅率ガ物
 ノ種類ノ必要的ナルト奢侈的ナルトニヨリ差等ノ附セラルヘキコトトハイフ迄モ
 ナイ。特ニ船、車、自轉車、自動車、就中船ノ如ク可動的デ各地方ヲ轉々スルガ如キモノ
 ニ至テハ、各地方ニテ稅率ニ餘リニ甚シキ懸隔ノアル場合ニハ脫稅ノ目的デ故ラ
 ニ稅率ノ低キ地方ニ船籍ヲ置クモノガ頻出スルコトニナリ、隨テハ正直ナル者ト
 不正直ナルモノトノ間ニ不公平ヲ生スルコトニナル。テ少クトモ此種ノモノダケハ
 全國統一稅率ト爲スコトガ薦ムヘキデアル。少クトモ差異ノ少キコトガ望マシイ。其

29) Dawson, l. c. p. 417. 30) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 24.

31) Dawson, l. c. p. 416. 32) 小林博士、前出492. 33) Americus, l. c. p. 110.

他ノモノニ至テハ地方事情又ハ必要ニ從ヒ稅率ニ等差アルモ太シキ不都合ハナイ。

〔註五〕かうふまんハ使用稅例之犬船車娛樂稅ヲ地方團體ニ薦ムル之ニヨツテ人の課稅ノ一般給付能力ノ正當ナル捕捉ニ對スル不公平ヲ平準スル勸アリト爲ス³⁴⁾びりんすきモ亦々特ニ奢侈稅ヲ大都市ニ薦ムル但シ申以下ノ市ニ對シテハ此ガ價值小ナリトイフ³⁶⁾。

一般—英國ニテハ十三四世紀頃ニ不動產課稅ノ代リニ專ラ動產稅ガ行ハレ、農民ニハ其家畜農具、穀物及其他ノ土地產物ニヨリ、市民ニハ其家具、貨幣及商品ニヨリ課稅シタコトガアルトイフ今日ハ英國ニテ不動產上ノれいさガ重キヲ成スコト上記ノ如クデアアルガ、尙ホ地方稅勘定ノ中ニ可動のナル額ノ狩獵犬、紋章、男僕、動力車及其他ノ車、免許稅ノ交付ガアル³⁵⁾。

犬稅—獨逸ニテハ此ガ最ヒロク行ハルル⁴⁰⁾、普魯西然リ但タばいゝるんデハ此ガ國稅トナリ、市町村ハ其收額ノ半分ヲ受ルコトトナツテ居ル⁴⁰⁾、ざくせんデハ重要デハナイガ廣クニハ行ハレテ居ル⁴¹⁾、ゆゑてんべるひニテモ以前ハ市町村ガ國稅犬稅ニ附加稅ヲ課スルコトトナツタガ一九〇三年ノ改正ニヨツテ全ク市町村ニ任カサルルコトニナツタ⁴³⁾—英國ニテモ一八八八年ノごつし⁴²⁾、いんノ地方稅改革案ノ中ニ犬稅ガアツタコトノ外現ニ地方稅勘定ノ中ニ此ガアル⁴²⁾。—佛國ニテモ市町村ハ犬稅ヲ課スルコトヲ得ル⁴⁵⁾、奧匈國ノ市町村ニモ此ガ行ハルル⁴⁶⁾。

家畜稅—獨逸デハめくれんぶるひしゆうえりんニアル此處ニテハ各種ノ家畜ニ賦課スルコトガ行ハルル⁴⁷⁾、英國ニテモ此ガ課セラレタコトガアル。十四世紀ノ初頃ニ定メラレタル寺稅ちやいぢれ⁴⁸⁾、ハ各寺區住民ガ其寺ヲ修繕スル爲メニ其寺區内ニモツ所ノ土地及其ノ此ニ於テ所有スル動物ノ數ニ應ジテ負擔シタ所デアルトイフ⁴⁸⁾。

狩獵稅—獨逸デハざくせん、えるざすろーざりんげんニアル英國デハ一八八八年ノごつしえん地

34) Kaufmann, a. a. O. S. 120. 35) Bilinski, a. a. O. S. 313-4. 36) Bilinski, a. a. O. S. 321. 37) Row-Fogo, An essay on the reform of local taxation in England, p. 31-2. 38) Wright and Hobhouse, l. c. p. 155. 39) Klose, a. a. O. S. 144. 40) Dawson, l. c. p. 416. 41) Neumann, a. a. O. S. 212-7 247. 42) Döpner, a. a. O. S. 31. 43) Döpner, a. a. O. S. 44. 44) Lange, l. c. p. 2. 45) Grice, National and local finance, p. 155. 46) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 5. 47) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 369. 48) Cannan, The history of local rates in England. p. 15.

方税改革案ニ銃税ガアツタ。⁵⁰ 佛國巴里ニモ狩獵税ガアル。⁵¹⁾

船車馬税—獨逸デハぶれめんニ車馬税ガアル。⁵²⁾ 佛國巴里ニハ自轉車税、自動車税、乘馬税、馬車、電車、公輸機關税、川船税ガアル。⁵³⁾

玉突臺税俱樂部税—獨逸デハぶれめんニ玉突臺税ガアル。⁵⁴⁾ 巴里ニハ玉突臺税俱樂部税ガアル。⁵⁵⁾

劇場其他娛樂場切符税—此ハ獨逸ニテハばーでんへつせん以外ニハ一般ニ行ハルル。⁵⁶⁾ 西ニテハ此ガ廣ク市町村税トナリざくせんデハ大都市ヨリモ却テ中小市ニテ重キヲ成シ且ツ廣ク行ハルトイフ。⁵⁸⁾ 佛國巴里ニモ此種ノ税ガ存スル。⁵⁹⁾

僕婢税—英國ニテ一八八八年ノごつしえん案ノ中ニ男僕税ガアツタ。⁶⁰⁾

(三) 勞働收益税⁵¹⁾ニ屬スル雜種税ノ中ニ就イテモ理髮人税、遊藝師匠税、遊藝稼人

税、相撲税、俳優税、幫間税、藝妓税、妓夫税、酌人税ノ如キ娛樂ニ關係アル者ニ課スル税ハ夫ノ營業税的ノモノニ於ケル娛樂關係營業ト其ニ好箇ノ地方税デ、獨逸等ニ於ケル娛樂税ニ該當スル。勤勞所得者ハ給付能力小也トイフ一般的原则ハアルガ、此等ノ稼業ニ從事スル者ハ其ノ一旦負擔シタル租税ヲ他人ニ轉嫁スル可能モ大デアリ、給付能力ノ大ナル特例ヲ成ス所故此カ特段ナル課税モ敢テ差支ハナイ。唯ダ仲仕税、屠手税、筏乘税、駄賃稼税、運送夫税ニ至テハ、就レモ下級ノ勞働者デ、他ニ負擔ヲ轉嫁スルコトノ困難ナル地位ニモアルカラ、一般原則ニ從ツテ、給付能力小ナルモ

49) Dawson, l. c. p. 417. 50) Lange, l. c. p. 2. 51) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 24. 52) Birnbaum, a. a. O. S. 388. 53) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 24. 54) Birnbaum, a. a. O. S. 389. 55) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 24. 56) Dawson, l. c. p. 413. 57) Klose, a. a. O. S. 143-4. 58) Neumann, a. a. O. S. 242. 59) Department of Commerce and Labor, l. c. p. 24. 60) Lange, l. c. p. 2.

ノトシテ免除スヘキモノデアル。其收額モ大クナイカラ、他種ノモノニ於ケル増徴ニヨリ其缺陷ヲ補充スルコトモ大シテ困難デアルマイ。又スヘテ此獎勵收益税ニ於テモ、賦課方法ノ標準ヲ國家ニ於テ示スヲ至當トスル。其モ上級者及下級者間ノ等差ヲ著シクシテ、下級者ノ負擔ノ過重トナラザルコトニ最意ヲ用ユヘキデアル。

(註六)此種ノ税ハ外國ニモ例ハ少イ。獨逸ノ市町村ニテハ今日ゆるさする「ミりんげん」ニアルノミデアル⁶¹⁾。アル⁶²⁾。ゆるてん⁶¹⁾。べるひニテモ一九〇三年ノ租税改革前マテハ勤勞及職業所得ノ所得税ガアツタガ此時以來廢止シタ⁶²⁾。

(四)其他ノモノニアツテハ就中(イ)所得税⁶¹⁾ハ國税、所得税、附加税ノ外ニハ存立セシムヘキモノデハナイ。戶數割デモナケレバデアルガ、此ノ存スル上ニ特別所得税ニテ小民ヲ苦ムルノハ恕スルコトヲ得ナイ。切角國税ニ於テ小所得者ヲ特ニ保護シヤウトシテ免税點ヲ引上ゲタル其後ヲ課税誅求スルノハ當ヲ得ナイ。國税免税點ノ引上ノ爲メ、地方ニ於テ一部下級ノ所得ニ於ケル所得税附加税ヲ失フタデアラウカ、其ハ他ノ方面カラ補足スヘキモノデアル。(ロ)段別税ハ土地ニ課税スルノニ、地價ニ依ル代リニ段別ニ依ルモノデ、課税方法トシテハ地租附加税ヨリモ一層粗笨デアル。不公平デアル。採ルヘキモノデハナイ。(ハ)家屋税ノ外ニ建物賃貸税ヲ採

61) Birnbaum, a. a. O. S. 149-150.

62) Döpner, a. a. O. S. 28. 44.

ルノハ二重課税デアリ、家屋税ノ代リニ建物賃貸税ヲ課シテ隨テ自家用家屋ノ收益ヲ課税セザルノモ不公平デテル。建物賃貸税ハ宜シク家屋税ノ中ニ包含セシムヘキモノデアル。家屋税ハ元來地方税トシテハ薦ムヘキモノデアルガ、其ノ既ニ此アル以上ハ、建物賃貸税ハ不要不當デアル。(注)貸金税(注)ニ至テハ國税ニ資本利子税ヲ有セザル日本ノ現狀デハ、幾分其缺陷ヲ補フヤウニモ見ユルガ、資本ノ中貸金ノミニ課税シテ貯金、有價證券等ヲ對等ニ扱ハナイノハ不公平デアリ、此等ヲ包含シタルモノトスルト、其ハ全國統一のニ國家ノ手ニヨツテ制定シテ、地方トシテハ此ニ附加税ヲ課スルコトトスヘキデアル。(注)不動産取得税ニ至テハ地方税トシテ最適當ナルモノデアルガ、(注)此ハ市町村ノ歩一税ト一緒ニシテ特別ノ税目トシテ存置スヘキデアル。(注)消費税(注)ハ一般原則トシテハ地方ニ不適當ト認メラレテ居ル。日本ガ大體之ヲ探ラヌノハ適當デアル。唯ダ此雜種税ノ中ニ發達シタル屠畜税(注)ニ至テハ外國ニモ例多キ所デアリ、地方消費税ノ中デハ最收額ノ豐富デアリ且ツ堪ニ易キ所ノモノノ一デアルカラ、甚シク不都合トハイヘナイ。竹木材川下税ノ如キハ就レ其豐富ナル産地デ行ハルル所デアリ、工業品ニ課スル同種ノ消費税ト異ツテ、爲メニ其地ノ産業ヲ壓迫スル程ノコトハナク、地方ニヨツテハ好箇ノ税デアル。(注)更

ニ建物建築税トハ面白キ税デアアル。生産的目的ノ爲メニスルモノ、例之工場等ノ建築ニ之ヲ課スルハ不得策デアラウガ、住屋ヲ建ツル場合ノ如キニ課スルノデアレバ、矢張り之ヲ行フニ於テ其人ニ或餘裕ヲ生シタルコトヲ意味シ此機會ヲ捉エテ課税スルコト少シモ不當デナイノミナラズ、之ニヨリ幾分贅澤ヲ抑ユルコトニモナル。上記何レノモノモ、其ノ存置サルルタケデハ、國家ノ一般的賦課標準ノ制定ガ望マシイ。此外日本ニハ娛樂税ガ凡ヘテ營業税的ニ課セラレテ居ルガ、外國ニ例ノ多キ通り切符税トシテ即チ消費税的ニ課スルノモ至極便利デ多收タルコトヲ得ル。前者ト並ビ行フノモ可カラウ。

〔註七〕びりんすきハ所得税ハ地方税トシテ適當セズトイフガ所得税自身ガ地方税ニ不適當トイフノハ極端デアアル。地方税ニモ人的給付能力ニ應スル所得税ハ必要デアアル。

〔註八〕資本利子税的ノモノハ地方税トシテハ多クナイ。ケゆるてんべるハ地方税ニハ此ガアル。其他ヘつせん、あんばるさ、えんざするーとりんげん、ばいえるんばーでんニモアル。⁶⁵⁾

〔註九〕かうふまんモ地方團體ニ土地交通税ヲ課スル——獨逸ノ地方ニテハ普魯西ニハ不動産移轉税及土地増價税カ行ハルルばーでん、ざくせん、ケゆるてんべるハ、ばいえるん等ニモ行ハルル特ニケゆるてんべるハニテハ特段ナル許可ヲ得テ、國稅タル土地移轉税ニ附加税ヲ課スルコトトナツテ居ル。⁶⁹⁾ざくせんニテハ殆ト大抵ノ市町村ニ移轉税ガアルトイフ。⁷⁰⁾佛國ニテハ縣ニハ國稅附加税カ重要デアアルカ其他ノ收入ノ中ニ、公共工事ニヨリ利益ヲ受クヘキ管人ヨリノ負擔中出ナル項目

63) Bilinski a. a. O. S. 226-239. 64) Döpner, a. a. O. S. 28. 44.

65) Birnbaum, a. a. O. S. 89-91. 134-5. 147-9. 193-5. 262-5. 66) Kaufmann, a. a. O. S. 119. 67) Klose, a. a. O. S. 153-6. 156-170. 68) Most, a. a. O. S. 63. 69) Döpner, a. a. O. S. 31. 44. 70) Neumann, a. a. O. S. 232.

ガアル此ハ税デハナイガ、移轉税ト同關係ニ立ツ。又市町村ニ登録税ノ附加税ガ行ハルル⁷²⁾。米國デハ到ル處ニ特別課徴ナルモノガ行ハルル⁷³⁾。例之紐育デハ此ガ重要デアルトイフ⁷⁴⁾。米國デハ(註十)かうふまんハ此ガ給付能力ニ反スル之ヲモツ國ノアルノハ單ニ歴史的關係ニ出ルカ財政上止ムヲ得ザルニ出ツル唯々一般の享樂品、特ニ酒精酒類煙草ニ課スルモノハ一般の必需品ニ課スルモノホドニ非難セラレナイガ、而モ此ニ國税ノアルコトヲ顧ミ、地方税トシテハ出來ルタケ之ヲ制限シ、寧ろ免許税ヲ以テ充タスヘキモノデアラウトイフテ居ル⁷⁵⁾。びりんすきモ亦之ヲ排斥ス⁷⁶⁾。佛國ニハ元來人望アル税デハナイガ古來入市税ガ市町村ニテ重キヲ成シ、一八九七年以來此ガ廢止ノ機運ニ向ヒツツアルガ尙且ツ一八九八年一月一日之ヲ有テル市町村千五百〇九ナリシモノ一九〇七年七月一日ニハ千四百八十八モ残り、即チ此間ニ二十八ノ市ガ全ク入市税ヲ廢止シ、八ノ市ガ諸入市税ヲ止メ唯ダ酒精ノダケヲ維持シ他方ニ十五市ガ新ニ入市税ヲ設タルコトトナリ、其多クハ酒精ノデアアル⁷⁹⁾。巴里ニテハ特ニ此ガ重要ナル收入ヲ成シ、一八〇一年ニ同市ノ經常費一千二百萬法(一人當リ二十三法)ニ對シ入市税一千〇九十三萬六千法(一人當リ二十法)ナリシトイフニ、一八九九年ニハ經常費三億〇四百三十七萬二千六百六十九法(一人當百十九法九十五)ニ對シ入市税一億五千七百八十一萬〇〇十五法(一人當リ六十二法二十一)トナリ、入市税ノ地位ハ低下シツ、ハアルガ尙ホ經常費ノ過半ヲ充タシツツアル所デアアル⁸⁰⁾。英國デハ入市税ハ英蘭ニハ未ダ嘗テ行ハレナイ唯ダ蘇蘭ニハ此ガ嘗テ採用セラレベチ⁸¹⁾。かすむサト稱セラレタガ、今ハ殆ント全ク消失シテ唯ダ極少數ノ處ニ殘存スルノミデアアル⁸²⁾。蘇蘭ノ市ニハ麥酒税ヲ有ツタコトハアルガ、今ハ消失シタ⁸³⁾。但ダ今日英蘭ノ地方税勘定トイフ中ニ麥酒及火酒税ノ定額交付金ガアル⁸⁴⁾。獨逸ニテモ從來可ナリ入市税ガ特ニ西及南ノ方ニ行ハレタガ、一九〇二年ノ關稅法ニヨリ一九一〇年四月一日

71) Grice, l. c. p. 146. 72) Ville de Paris, l. c. p. 15. 73) O'meara, Municipal taxation at home and abroad. p. 153-9. 74) Durand, l. c. p. 201. 75) Kaufmann, a. a. O. S. 121. 76) Bilinski, a. a. O. S. 210-226. 77) Desbats, Le budget municipal. p. 94. 78) Montheuil. Faut-il supprimer l'octroi? p. 35. 79) Montheuil, l. c. p. 35-7. 80) Cadoux, Les finances de la ville de Paris de 1798 à 1900. p. 675. 81) Row-Fogo, l. c. p. 56. Turner, History of local taxation in Scotland. p. 116. 117. 119-122. 131-150. 249. 82) Turner, l. c. p. 117. 137-43. 249.

以降穀物、豆類、穀粉、麵麩、家畜肉、脂肪品ノハ廢止サルルコトトナツタ⁸⁴⁾而モ今日尙ホ⁸⁴⁾えるさする。一ニ
 りんげんノ市町村ニハ佛國時代ヨリノ傳來ニ從ヒ其收入ノ一大部ヲ諸種ノ入市税ニヨリ擧グル所
 デアル。例之みゆゑハ其三分ノ一ヲミラす⁸⁵⁾る⁸⁵⁾ハ殆ンド二分ノ一、めつツハ三分二以
 上ヲモ擧グル之ニ對シ多クノばいえる⁸⁵⁾んノ市町村デハ百分十、普魯西ノ大都市デハ一層少ク其租
 税收入ノ百分一乃至三ニ止マル⁸⁵⁾。之ヲ別トシテ普魯西ニテ地方消費税トイヘハ麥酒税ニ止マル⁸⁵⁾。此
 ニ於テハ地方ハ瓦斯電光税ヲ課シナイコトトナル⁸⁷⁾ノニ、⁸⁷⁾ゆゑてんべる⁸⁷⁾ハ市町村ニテハ之ヲ課
 スルヲ得ル⁸⁸⁾其他麥酒、肉税ガアル⁸⁹⁾ざくせんニテハ麥酒ノ外ノ消費税ハ殆ド全ク之ヲ缺ク⁹⁰⁾。

(註一) あんりたるくれニヨレバ入市税中最屈伸力アリ且ツ最多收ナルハ肉類、燃料、特ニ石炭、飲料及
 酒類ニ課スルモノデアル。例之そあつせん市ニテ此等ノモノニテ全入市税ノ百分五十七、餘ヲ成シ、
 他ノ佛蘭西ノ市ニテモ大同小異デアルト⁹¹⁾——獨逸デハ一八七三年ノ普魯西法律デハ屠畜税ガ地
 方税ニ委カサレタガ⁹²⁾今ハナクナツテ獨逸デハ纜カニめくれんぶる⁹³⁾ひしゆ⁹³⁾えりんニアルノミデアル
 (註二) 若モ地方税ノ爲メニ使用サルヘキ消費税ハ其地方團體ノ利益ニ浴スル消費者ニヨリ專ラ支
 持サレザルベカラズトイフコトガ正當トスレバ此税ハ不當トザルガ、他⁹⁴⁾地方團體ノ人ニ負擔セ
 シメ得ル以上ハ之ヲ負擔セシメタトモ差支ハナイ。

結 論

以上要之日本ノ雜種税ハ其地方財政上ノ地位ハ高クハナイガ、併シ之ヲ分析シ
 テ見ルト百ニモ近キ雜多ノ税カラ成立ツテ、殆ンド有ラユル種類ノ税種ヲ網羅シ

83) Wright and Hobhouse, l. c. p. 155.
 84) Klose, a. a. O. S. 140. Dawson, l. c. p. 410. 85) Dawson, l. c. p. 411.
 86) Klose, a. a. O. S. 140. 87) Klose, a. a. O. S. 142-3. 88) Dawson, l. c. p. 416. Döpner, a. a. O. S. 30. 40. 89) Döpner, a. a. O. S. 30.
 90) Neumann, a. a. O. S. 247. 91) Henri d'Urcié, l. c. p. 133.
 92) Friedberg, a. a. O. S. 98. 93) Birnbaum, a. a. O. S. 369.
 94) Labussière, Des droits d'octroi. p. 54.

テ居ルノミナラズ、各地方ニテ採ル所ノ稅種並ニ課稅方法ガ頗ル區々ニ亘リ、課率モ地方ニヨリ高低等差著シク、法律上ノ制限ナキ爲メ間々其ガ頗ル高ク、爲メニ不公平、過重、煩雜等ノ弊害ヲ見ル。地方稅ガ各地方ノ事情ニ應ジテ多少別異トナルノハ止ムヲ得ナイガ、餘リニ亂雜ナルノモ決シテ宜シクナイ。一應全國ニ統一アル標準規定ヲ作り、之ニヨリ或度マテ統一ヲ行フノミナラズ、分解淘汰ヲモ行ツテ、以テ雜種稅ノ整理ヲ計ルコトガ肝要デアアル。斯ノ事業ハ實際上ニ重要ナルコトハ勿論デアアルガ、其錯雜シタルモノダケニ學問上カラシテモ非常ニ興味ノアルコトデアアル。